

懲戒処分の公表

令和 8 年 3 月 5 日

豊橋市長 長 坂 尚 登

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	環境部
職種又は職務の級	技手
年齢	20 歳代
性別	男性
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	
（概 要）	令和 7 年 10 月から令和 8 年 1 月までの間に計 6 回、無許可で戸別配達のアルバイトを行い、総額約 26, 000 円を収入として得た。
（処分理由）	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号「法律等に違反した場合」及び第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。 地方公務員法第 33 条「信用失墜行為の禁止」違反。
処分年月日	令和 8 年 3 月 5 日